

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	おむつ業務委託（高齢者・心身障害者）における配送業務の再委託について
--------	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部高齢者支援課、障害者福祉課）

事業の概要

事業名	1 新宿区高齢者おむつ費用助成事業（高齢者支援課） 2 新宿区心身障害者おむつ費用助成事業（障害者福祉課）									
担当課	高齢者支援課・障害者福祉課									
目的	日常におむつを必要とする者（高齢者・心身障害者）の経済的負担の軽減を図ること。									
対象者	<p>1 高齢者 新宿区内に住所を有し、65歳以上で次のいずれにも該当する者</p> <p>① 要介護状態区分が要介護1以上、または医療機関に入院中の者 ② 日常におむつを必要とする者 ③ 介護保険率の段階が第8段階以下である者 ※…次のいずれかに該当する者は、対象外とする。</p> <p>① 身体障害者手帳1級、2級者又は愛の手帳1度、2度の者（平成28年4月以降） ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所者</p> <p>2 心身障害者 新宿区内に住所を有し、次のいずれにも該当する者</p> <p>① 身体障害者手帳1級、2級者又は愛の手帳1度、2度の者 ② 日常におむつを必要とする者 ③ 申請時、年齢が3歳以上の者 ※…次のいずれかに該当する者は、対象外とする。</p> <p>① 特別養護老人ホーム、介護保険施設の入所者 ② ストマ用装具としておむつの給付を受けている者</p>									
事業内容	<p>【おむつ業務（委託）の内容】</p> <p>1 紙おむつ費用助成対象者名簿の整理、保管 2 紙おむつ支給のための在庫管理 3 紙おむつの受注及び配送 4 紙おむつ受給者負担金の受領 ※…業務としては、平成2年10月時点で実施済</p> <p>【おむつ業務（再委託）の内容】</p> <p>1 紙おむつの配送</p> <p>【再委託する理由・経緯】 平成28年度、次に掲げる事由により新規申請件数が急激に増えたため、紙おむつの配送業務を配送専門業者に再委託し、配送期間内での配送を確実に行う。</p> <p>1 高齢者 変更前（平成28年3月まで）は要介護4、5の者を対象としていたが、変更後（同年4月から）は要介護1以上の者へと対象者を拡大したため</p> <p>2 心身障害者 「65歳以上の者で、身体障害者手帳1級、2級者又は愛の手帳1度、2度者」の助成事業対象者については、変更前（平成28年3月まで）は『高齢者おむつ費用助成事業』対象者であったが、変更後（同年4月から）は『心身障害者おむつ費用助成事業』対象者へと移行されたため</p> <p>【新規申請件数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">平成27年4月</th> <th style="width: 30%;">平成28年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者</td> <td style="text-align: center;">223件</td> <td style="text-align: center;">522件</td> </tr> <tr> <td>心身障害者</td> <td style="text-align: center;">6件</td> <td style="text-align: center;">496件</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年4月	平成28年4月	高齢者	223件	522件	心身障害者	6件	496件
	平成27年4月	平成28年4月								
高齢者	223件	522件								
心身障害者	6件	496件								

件名 おむつ業務委託(高齢者・心身障害者)における配送業務の再委託について

保有課(担当課)	1 高齢者 高齢者支援課 2 心身障害者 障害者福祉課
登録業務の名称	1 高齢者おむつ業務委託 2 心身障害者おむつ業務委託
再委託先	1 有限会社コツジ(高齢者支援課分) 2 株式会社倉嶋運送(障害者福祉課分)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【「新宿区高齢者おむつ費用助成事業の利用者」及び「新宿区心身障害者おむつ費用助成事業の利用者」に係る情報項目】 住所、氏名、電話番号、配送先名称、 配送先の住所及び電話番号(受給者の住所と配送先が異なる場合)
処理させる情報項目の記録媒体	紙
再委託理由	平成28年度、次に掲げる事由により、新規申請件数が急激に増えたため、紙おむつの配送業務を配送専門の業者に再委託し、配送期間内での配送を確実に行う。 1 高齢者 変更前(平成28年3月まで)は要介護4、5の者を対象としていたが、変更後(同年4月から)は要介護1以上の者へと対象者を拡大したため 2 心身障害者 「65歳以上の者で、身体障害者手帳1級、2級者又は愛の手帳1度、2度者」の助成事業対象者については、変更前(平成28年3月まで)は『高齢者おむつ費用助成事業』対象者であったが、変更後(同年4月から)は『心身障害者おむつ費用助成事業』対象者へと移行されたため
再委託の内容	紙おむつの配送
再委託の開始時期及び期限	平成28年7月1日(予定)から平成29年3月31日まで(以降継続)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(委託)、特記事項(再委託)」を付すとともに、新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(再委託)」を付す。 3 区職員は、必要に応じ、上記委託先の事業所において立入調査を実施し、個人情報の取扱い状況を確認する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。 2 提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 委託の実施に当たり区が提供した情報は、毎年度、契約期間終了後、区に返還させる。 4 区及び委託先が指示した内容を記録したものについては、指示内容に係る業務が終了した後、速やかに消去させるとともに、消去完了報告書を区に提出させる。

特記事項（再委託）

（基本的事項）

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

（甲、乙及び丙の意義）

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

（秘密の保持）

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（適正収集）

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

（本人収集及び利用目的の明示）

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

（収集禁止事項）

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

（持ち出しの禁止）

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

19 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

20 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 丙は、第1項及び第3項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。